

知財。パラダイムシフト

公益社団法人 知財経営協会(SIR)
会長兼理事長 玉井 誠一郎 先生

誠一郎 先生



関連 HP

本誌が年一回発行になることに鑑みて、毎号トピックス的な話題や提言を提供したいと思えます。今回は、2023年度秋季知財経営研究会の内容を中心に論考します。

沈みゆく日本 50年前に先祖帰り

すでにお気づきのように、日本は日の出ずる国ではなく日の沈みゆく国になっています。世界総生産(GDP)に占める日本の割合は、2021年5.1%、これは1967年の5.4%より低く、1995年の17.9%から大きく低下、一人当たりGDPは2021年世界第25位(1981年世界第24位)、ドルベースとはいえ2023年のGDPは日本より3割人口の少ないドイツに抜かれて世界第4位に下落。

労働生産性指標もOECD主要国中最底。従業員の企業忠誠度(エンゲージメント)は日本5%、中国18%、米国35%、世界平均21%。スイスのIMD国際競争力指標は1990年トップから下がり続け世界第35位。更に知財マネジメントレベルも最下層に低迷し、まさに『沈みゆく大和』です。この原因の一つは、戦後の日本人としての精神性『Integrity』にあるのではないかと思います。

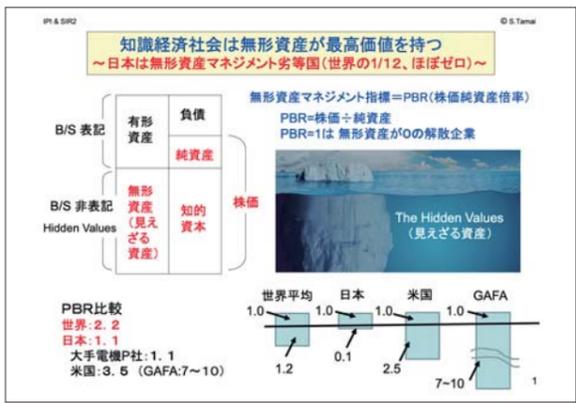


図1 無形資産価値の計測(PBR)

知らない非出願知財(協会(SIR)に知財登録すること等の2種類があることを示したものです。氷山でいえば、出願知財は見える部分、非出願知財は水面下の見えない部分に相当します。出願知財は、国ごとに出願して権利化しないとその国では保護されない属地的な権利です。特許は事業をしていなくても権利だけで独占他権(独占実施権ではない)を行使できる権利法と呼ばれます。侵害に対しては民事訴訟により損害賠償や事業差し止め等ができますが、特許は言葉の解釈問題等の関係から刑事罰の適用は事実上困難です。

出願知財は強い独占他権を持ちます。出願から1年半後に特許庁サーバーから全世界にオープンになる公開リスク

『Integrity』には完全、威厳、品性、誠実等色々な意味がありますが、一言でいうと武士道的自立精神、これが去勢もしくは弱体化された上に、欧米追随の国家戦略の貧弱さや国民のハングリー精神の欠如(依存迎合体質)と次に述べる課題等が重なってこのような状況になっていると考えられます。

経済低迷の主原因 無形資産マネジメントの不作

現代は、ドラッカーが予言した見えざる資産(無形資産: Intangible Assets)の情報が価値を持つ『知財経済社会』です。企業価値(株価)は、見える資産(現金、土地、建物等)ではなく見えざる資産(IA)の寄与度が高いとされます。無形資産は貸借対照表(B/S)には表記されませんが、知的資本として将来の企業価値を生む人的能力、組織の卓越性、外部連携力から構成され、技術情報、自己創出の発明・ブランド・暖簾、顧客情報やロイヤリティ等という無形資産として蓄積さ

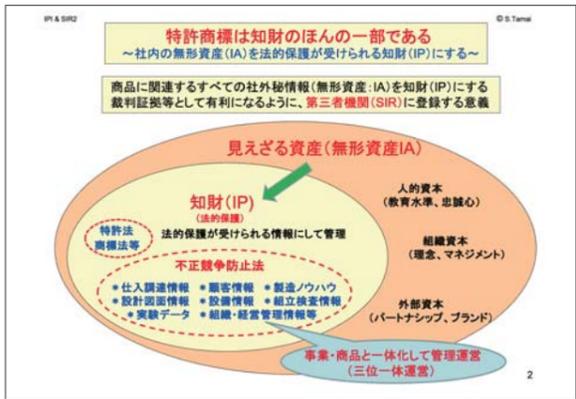


図2 無形資産(IA)を知財(IP)にする意義

(出願以外の国ではフリー)、公開による改良発明や無効化リスク、20年で満了になることを含む出願リスクと共に権利維持費用も多額です。特許になっても特許庁や国家がこれを保証したものでなく、近年20年の特許裁判事例では権利者の敗訴率80%です。米国特許になっても特許裁判には年間億円単位かかることから、米国で特許裁判を行うのは困難と思われれます。

公開特許情報や特許出願中は要注意です。特許出願はその中身がフェイク(捏造)であっても出願書式さえ不備がなければ出願公開される制度です。公開特許情報を以ってあたかも高度な発明であるとか特許庁や国家が保証したかの錯誤や宣伝等に利用するところに問題があり、産業発

れ、株価プレミアムと呼ばれます。

図1は、この無形資産の計測手段である株価純資産倍率(PBR)株価値÷純資産)でみた日本の現状を示したものです。PBRは1は無形資産0で成長のない解散企業を意味します。世界平均2.2に対して日本は1.1、つまり図のように逆転した氷山のように水面下の無形資産部分が世界平均の12分の1(ほぼ0)の解散企業状態にあります。日本企業の株価(企業価値)は有形資産価値しかなく成長しない。日本は成長エンジンである無形資産マネジメントの劣等国と言わざるを得ません。大学の経営経済、知財学部は何をしているのでしょいか? 政府も有形資産のみの政策に汲々としてしているようでは将来が危うい。

図2は、無形資産を知的財産(知財: Intellectual Property)にする重要性を示したものです。無形資産は、この図のように人的資本、組織資本、外部資本、具体的には事業や商品に係る全ての社外秘情報になります。例えば、材料等仕入情報、設計図面情報、研究開発実験データ、製造設備及び製造ノウハウ情報、検査情報、発明情報、顧客情報、事業戦略事業

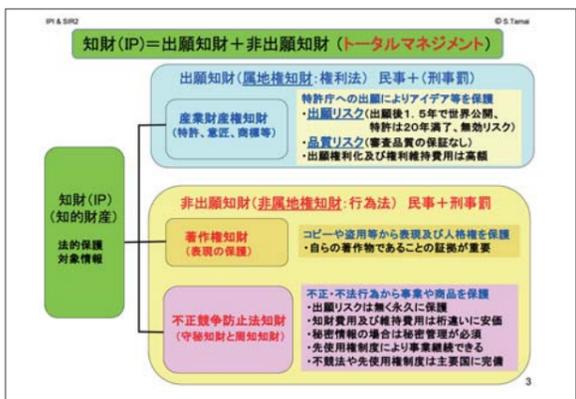


図3 知財のトータルマネジメント

展や学術振興(不適切な特許情報等の引用)への懸念があります。

非出願知財は、著作権法や不正競争防止法等により条約加盟国で保護される非属地的権利(国境を超える知財)です。例えば、不正競争防止法の場合はWTO加盟国164の国及び地域に適用されます。不正競争防止法は、行為法として事業準備や実施をしている場合にのみ、不正行為に対して刑事罰や民事訴訟(損害賠償、差し止め、謝罪等)を請求することができます。刑事罰としては、個人の場合は懲役10年以下又は罰金2000万円以下もしくはこの併科、企業の場合は億円単位の罰金等が科せられます。

この非出願知財は、出願知財の出願リスクや出願権利維持等の費用が発生しな



玉井 誠一郎先生の略歴
大阪大学工学部・同大学院卒。
パナソニック(株)にて情報機器等の研究開発事業責任者と半導体知財戦略TF統括、大阪大学客員教授等を歴任。
著書:知財インテリジェンス、知財戦略経営概論等。博士(学術)

計画情報、業務推進情報、人材情報契約情報等を含む情報です。これらはこのままでは法的保護がない情報ですから法的保護が受けられる情報すなわち知財(IP)にして保護し、これによる利益(知財利益)が得られるように活用する必要があります。特許庁に出願して特許商標等の産業財産権(出願知財)として保護活用できるものは全体の数%程度ですが、日本企業は出願知財だけが知財であると誤認し、商品に係る社外秘情報の知財化を怠っています。知財保護のないこの無形資産情報が流出・盗用等され、利益なき競争に巻き込まれているわけです。

出願知財と非出願知財 特許神話とその弊害

図3は、知財には、出願知財と出願にいないことや、非属地的権利として条件をみたせばほぼ世界中で保護活用できること、他社が特許出願等した場合でも先使用权制度等により事業継続できる事業保険的役割も持つことから大きなメリットがあります。

不正競争防止法の場合、社外秘情報(例えば、製造ノウハウ等)はこの法令が定める適正な秘密情報管理を行うことよって保護され、商標や意匠に相当する公開情報も地域や商売をする国で周知させれば保護を受けることができます。この不正競争防止法の適用を受ける場合、協会(SIR)に知財登録しておけば裁判等で第三者証拠として有利に働くことが考えられます。従来の公証人役場のように封書に入れた情報証拠を長年預ける方法よりも国際対応性や管理面で圧倒的に有利になります。

以上のように、知財には出願知財と非出願知財があり、出願知財のみで事業保護を行うのは無理がありこの両方をバランス良くトータルでマネジメントするのが最良です。コカ・コーラのように非出願知財(ノウハウ等)だけでも十分に保護活用できることに着目すべきです。

知財マネジメント(知財経営の要諦) 知財マネジメントレベル

知財経営とは、一言でいうと知財安全性の確保と利益への貢献です。経営の原理原則は、①法令順守、②規則規程(ル

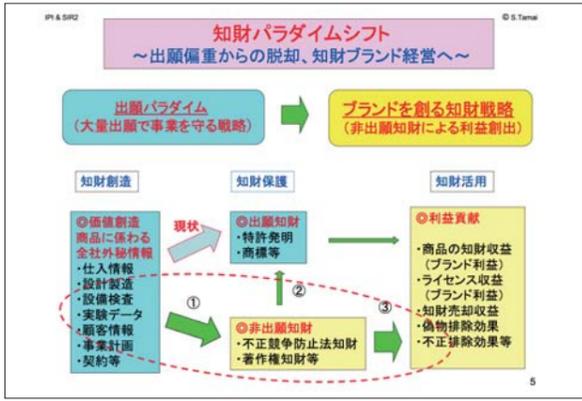


図5 知財パラダイムシフト



図6 公益社団法人 知財経営協会(SIR)の意義使命

ここまでは、知財部門の活動ですが、これを全社経営活動に統合し全社員による事業活動と一体化したものはインテグレーションレベルと呼ばれ、例えばIBMが該当します。更に最高峰は、知財によって未来を創るビジョンレベル即ち知財によってブランドを創る『知財ブランドレベル』です。

この図は、特許等の出願知財を対象にしたものと考えられますが、非出願知財の場合は、ディフェンスレベルとコストコントロールレベルを当協会(SIR)への知財登録に置き換えれば同じモデルになります。

日本の知財マネジメントの根本問題は、**事業や商品と知財の乖離にあります。**知財部門は出願知財の管理にしか関心がありません。知財の本来的目的である知財利益の測定(知財費用対効果・ROI)の視点もなく、出願件数を競っているところに低迷の病根があります。

**知財パラダイムシフト
～出願から非出願へのシフト
～知財ブランド創造～**

2002年小泉内閣時に当時の荒井特許庁長官の旗振りで知財立国政策がスタートしてから20余年、毎年1000億円以上の国費を投入して現在も推進中ですが依然として出願一辺倒です。発足時の重要政策として、不正競争防止法による保護や国民の知財意識の向上が掲げられましたが、いずれも程遠い。

明が世界中で可能になります。

**知財省の創設
～統合知財省庁と
不正競争防止等の措置順序～**

知財侵害対策として、弁護士に相談するとほぼ間違いなく民事措置へと誘導されますが、この対応は改めるべきです。措置としては、**刑事罰、行政罰、民事請求損害賠償、差止め、名誉回復等**があり、この順番で被告側には厳しいこと、このすべてを請求できることをよく理解すべきです。例えば不正競争防止法違反として、警察検察に対して刑事告訴や告発をした場合、刑事訴訟法第241条により警察検察はこれを受理し調査を作成する義務があります。刑事事件にすると開廷は3回位で判決があり、有罪の場合は罰金(国庫納入)や懲役等が科されます。裁判では証拠が重要です。刑事事件になると被告会社に捜査が入り信用が失墜します。

次は、行政庁への請求です。行政罰は罰金(国庫納入)と社名公表(ブラック企業入り)です。

損害賠償を求める民事措置は、刑事や行政措置を先行させると証拠が明確になり開廷回数が短縮され費用が抑えられます。

ここで、**省庁縦割り知財行政を国家戦略的に『知財省』として統合することを提唱**します。すなわち、産業財産権である出願知財を扱う特許庁、不正競争防止法を扱う経産省知財政策室、著作権を扱う文化庁、

ル)に基づく運用、③PDCAサイクルとROI(投資・経営効率)ですが、大前提として、金儲けのためなら何をしても良いのではない『倫理』が求められます。

知財安全性の確保とは、事業における他社知財に対する侵害調査と対策です。特許は特許の上にくらでも特許を作る事ができますが、他の上に成立した特許は、独占排他権があるものの独占実施権ではないので実施には当該権利者の許可が必要です。筆者は10年にわたる半導体知財経営活動において、知財安全性調査として日米半導体特許100万件を実施した経験があります。

非出願知財の場合は、盗用や錯誤惹起行為等の不正競争防止法に抵触する行為や著作権法に抵触する場合を除き他社に対して処罰等を求めることはできません。

知財の目的は、いうまでもなく利益(知財利益への貢献)です。知財利益とは、知財(出願及び非出願知財)による商品の(ブランド)利益や、ライセンス利益、知財の売却益です。知財は多く使うほどメリットが高く(収穫逓倍)、これを基本知財と言います。

今後の日本企業は、自社の収益の半分を自社商品から、残りを知財ライセンス収入等から得るように有形資産マネジメントから無形資産マネジメントへとパラダイムシフトさせる必要があります。こうしないとPBRは向上しません。中長期事業計画ファースト活動です。

この新しいパラダイムは、強い権利法の特許独占権の世界よりも、不正行為を防止する行為法としての非出願知財の世界の方が優れていること、極論を言えば不正競争防止法の適正運用により特許商標等がなくても公正競争社会は実現でき、パテントトロールや知財費用の抑制が可能なのは前記『反知的独占』からも示唆され、『排他独占から不正防止へのシフト』を意味します。

この知財パラダイムシフトを支える知財(IP)コードは、協会(SIR)会員が協会システムを利用して知財登録をしたときに付与される世界唯一の知財識別番号です。内容は、知財の種類、国コード、会員(メーカー)コード、情報番号、チェック

画にこの収益目標を盛り込むことは必須になると考えます。

図4は、米国で研究された知財マネジメントレベルに関する5階層ピラミッドモデルに筆者が知財安全確保(セーフティレベル)を付加したものです。日本は大量出願によって事業を守る最下層レベルで、コストがかかる非効率なディフェンスレベルです。日本には特許が160万件あるとされますが、ほとんどの特許は、知的『財産』ではなく特許維持年金のみがかかる『負債』です。

この図のコストコントロールレベルは、知財費用を抑えるものです。その上にライセンス収益等により知財で収益を上げるプロフィットセンターレベルがあり、日本では日立製作所の事例があります。

荒井元長官は、海外出願が少ないので海外出願を大きく増やすことを喧伝しましたが、その後に出版した共著本によると、出願ありきではなく秘密知財にして保護することが大切であると変わりました。

日本の出願業界市場は、特許庁の1000億円余を先頭に1兆円以上あり、弁理士や調査会社等にとっては品質保証責任のない市場です。特許庁職員約3000人に対して不正競争防止法職員10数名、最初に述べた出願知財と非出願知財の潜在数からすると全く真逆の数字です。

米国大学研究者が出版した学術書『反知的独占』(大阪大学猪木武徳名誉教授推薦)によれば、特許や著作権制度がなくても世界の発展に影響はなく(むしろ独占による弊害が大きい)、この制度は出願業界のための制度であると弾劾しています。

図5は、知財パラダイムシフトすなわち、従来の特許商標等による出願保護から、まずは事業商品に係わる全ての社外秘情報を事業商品と関連付けて(知財と事業商品の乖離の解消)、非出願知財として保護し、知財による利益・ブランドの形成を図る『出願から非出願へのパラダイムシフト(知財ブランドモデル)』を示したものです。すなわち、価値創造は図2の無形資産(IA)の創造蓄積、これを不正競争防止法等で保護できるように協会(SIR)に知財登録して保護し(非出願知財(IP)化)、必要に応じて出願可能)、これを知財利益に結びつけるクローズ

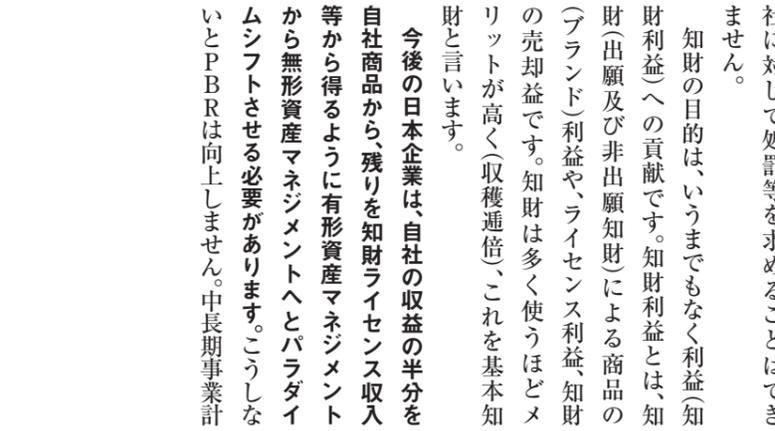
不法行為を扱う法務省、独占禁止を扱う公正取引委員会等の解体的統合を図り、技術発明のみならず日本の文化伝統芸芸等の文化発明の保護活用を目指した統合省庁を創設し、無形資産並びに知財保護活用を高めることが肝要と考えます。日本は、米国の産業スパイ法や中国の国家情報法等に比べて情報盗用漏洩等に関する罰則が緩く貴重な財産の垂れ流し状態が続いており、知財立国の目玉を再構築すべきです。

**知財経営協会(SIR)の意義使命
～公正健全社会の実現～**

図6に示すように協会(SIR)は、世界で初めて無形資産情報(IA)に知財(IP)コードを付与して知財登録し、世界中で保護活用できる仕組みを提供する内閣府所管の公益法人です。今後の取組みとして、知財登録預かりサービス(IPバンク)やAI活用による知財侵害対策等を行います。

入会はホームページ(<https://www.ipbrand.org/>)から容易です。

日本は、大和心を含め高潔な文化伝統を有していましたが、この美風の『Integrity』は政治、経済、学術、報道等あらゆる分野において衰退しました。日本再生のために、公正健全共栄な発展を究明先導する『秀麗日本協会(SIA:The Society of Integrity Awakening)』の準備があることを伝えておきます。(以上)



ここまでは、知財部門の活動ですが、これを全社経営活動に統合し全社員による事業活動と一体化したものはインテグレーションレベルと呼ばれ、例えばIBMが該当します。更に最高峰は、知財によって未来を創るビジョンレベル即ち知財によってブランドを創る『知財ブランドレベル』です。

この図は、特許等の出願知財を対象にしたものと考えられますが、非出願知財の場合は、ディフェンスレベルとコストコントロールレベルを当協会(SIR)への知財登録に置き換えれば同じモデルになります。

日本の知財マネジメントの根本問題は、**事業や商品と知財の乖離にあります。**知財部門は出願知財の管理にしか関心がありません。知財の本来的目的である知財利益の測定(知財費用対効果・ROI)の視点もなく、出願件数を競っているところに低迷の病根があります。

**知財パラダイムシフト
～出願から非出願へのシフト
～知財ブランド創造～**

2002年小泉内閣時に当時の荒井特許庁長官の旗振りで知財立国政策がスタートしてから20余年、毎年1000億円以上の国費を投入して現在も推進中ですが依然として出願一辺倒です。発足時の重要政策として、不正競争防止法による保護や国民の知財意識の向上が掲げられましたが、いずれも程遠い。

不法行為を扱う法務省、独占禁止を扱う公正取引委員会等の解体的統合を図り、技術発明のみならず日本の文化伝統芸芸等の文化発明の保護活用を目指した統合省庁を創設し、無形資産並びに知財保護活用を高めることが肝要と考えます。日本は、米国の産業スパイ法や中国の国家情報法等に比べて情報盗用漏洩等に関する罰則が緩く貴重な財産の垂れ流し状態が続いており、知財立国の目玉を再構築すべきです。

**知財経営協会(SIR)の意義使命
～公正健全社会の実現～**

図6に示すように協会(SIR)は、世界で初めて無形資産情報(IA)に知財(IP)コードを付与して知財登録し、世界中で保護活用できる仕組みを提供する内閣府所管の公益法人です。今後の取組みとして、知財登録預かりサービス(IPバンク)やAI活用による知財侵害対策等を行います。

入会はホームページ(<https://www.ipbrand.org/>)から容易です。

日本は、大和心を含め高潔な文化伝統を有していましたが、この美風の『Integrity』は政治、経済、学術、報道等あらゆる分野において衰退しました。日本再生のために、公正健全共栄な発展を究明先導する『秀麗日本協会(SIA:The Society of Integrity Awakening)』の準備があることを伝えておきます。(以上)